

様式第4(第8条関係)

渋川市過疎地域持続的発展計画(案)に関する市民意見公募実施結果

□意見等の募集期間：令和3年7月21日（水）から令和3年8月20日（金）

□意見等の受付件数：1人、7件

1. 提出された意見等を整理し、意見等の概要として掲載します。

No.	提出頂いた意見等の概要	市の考え方
1	赤城西麓、持柏木土地改良区の創設換地により工業団地を造成してはどうか。	<p>ご意見のとおり、土地改良実施区域内に必要な土地改良施設用地以外の非農用地を創出することは可能ですが、以下のとおり多くの制約を受けることとなり、非常に困難であると思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業団地計画の確実性と土地改良実施時期の一致が必要であること。 ・受益者には工事費負担が発生します。これを軽減するため共同減歩的換地を行うことから、地権者全員の同意が必要であること。 ・工業団地としての場所、道・排水路等の開発要件の合致が必要であること。 <p>なお、市の産業用地については、令和2年3月に策定した「新産業ゾーン創生構想」において、将来においても持続可能なまちを維持するための未来投資戦略の核となる候補ゾーンを中心に、企業誘致の受け皿となる産業用地造成を検討しています。</p>
2	JR 津久田駅北東地区に工業団地を造成してはどうか。	<p>ご意見の場所は、産業用地として重要な地区と考えられますが、前述のとおり、産業用地については、令和2年3月に策定した「新産業ゾーン創生構想」において、候補ゾーンを中心に企業誘致の受け皿となる産業用地造成を検討しています。</p> <p>引き続き、将来においても持続可能なまちを維持するための未来投資戦略の核となる産業用地の整備に努めます。</p>
3	敷島駅、津久田駅と小中学校の間や、各行政区毎に6戸程度のミニ住宅団地を造成してはどうか。	<p>住宅団地の造成は、民間事業者が主体で行われているため、現状では市で新たな住宅団地の造成を行うことは検討していません。</p>
4	持柏木土地改良区の創設換地により住宅団地を造成してはどうか。	<p>土地改良実施区域内の創設換地や、住宅地の造成に関する市の考え方は前述のとおりです。</p>

No.	提出頂いた意見等の概要	市の考え方
5	見立から宮田までの間を通す林道を開設してはどうか。	<p>林道は木材生産や森林管理といった林業活動のための道路です。現状では森林整備の計画や森林組合等の林業事業者から林道開設の要望がないことから、林道を開設する計画はありません。</p> <p>今後、森林整備の計画や森林組合等の林業事業者から林道開設の要望により、検討を行うこととします。</p> <p>なお、当該場所は、現在、市道になっており、歩行者の安全を確保する目的から渋川市総合計画において、道路改良を実施する計画路線として位置付けておりますが、刀川小学校閉校に伴い、通学路としての利用がなくなったため、早期の事業化は難しい状況です。</p>
6	過疎地域にリサイクル団地を造成してはどうか。	<p>産業廃棄物中間処理施設は、事業者から排出される産業廃棄物を分別し再資源化を図る施設で、主に製造業等を支える重要な施設であり、その施設が一つの場所に集まる団地がある地区には、大企業の工場進出が期待されるものと考えます。</p> <p>しかしながら、産業廃棄物中間処理施設は、その設置許可に地域住民の合意形成が欠かせません。</p> <p>また、産業廃棄物に関する所管庁は群馬県になりますので、中間処理施設の集まる団地の造成については、群馬県との協力が必要となる大きな事業となります。</p> <p>こうしたことから、市としてリサイクル団地を造成することは、現状では考えていません。</p>
7	旧西群馬病院跡地を工業団地として造成してはどうか。	<p>旧西群馬病院跡地は渋川地区にあり、本計画の示す過疎対象区域ではありません。</p> <p>なお、工業団地造成の造成に関する考え方については、前述のとおりです。</p>

□問い合わせ先：総合政策部政策創造課 TEL：0279-22-1880

FAX：0279-24-6541

E-mail：hp-seisaku@city.shibukawa.gunma.jp